

山口県報

令和7年
9月16日
(火曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) 二

道路の区域の変更 (道路整備課) 二

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (建築指導課) 二

○公告

一般競争入札の実施 (デジタル・ガバメント推進課) 三

契約の締結 (デジタル・ガバメント推進課) 三

土地改良区の役員の届出 (農村整備課) 五



山口県告示第二百九十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年九月十六日から同年十月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 三井化学株式会社
住 所 東京都中央区八重洲二丁目二番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 三井化学株式会社徳山分工場
所在地 周南市徳山港町三番一号
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (m^3 /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 時間
四六一口	〇・二	令和七、 一一、二〇	令和七、 一二、四	令和八、 一、五	断 続 五時間 変動なし

備考 「四六一口」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m ³)
	通 常 最 大	最 大	
四六一口	七・五	八・七	一四、〇〇〇
水素イオン濃度 (水素指数)	大	大	一八、〇〇〇
化学的酸素要求量 (mg/l)	通 常 最 大	大	三〇
浮遊物質量 (mg/l)	通 常 最 大	大	一〇〇
窒素 (mg/l)	通 常 最 大	大	一〇
リン (mg/l)	通 常 最 大	大	一六
窒素 (mg/l)	通 常 最 大	大	〇・一
リン (mg/l)	通 常 最 大	大	〇・四
汚水等の一日当たりの量 (m ³)	通 常 最 大	大	〇
			〇・二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	最 大	
七	五・九	八・五	五・一
水素イオン濃度 (水素指数)	大	大	一六・九
化学的酸素要求量 (mg/l)	通 常 最 大	大	五
浮遊物質量 (mg/l)	通 常 最 大	大	一〇
鉄油類 (mg/l)	通 常 最 大	大	二〇・九五
窒素 (mg/l)	通 常 最 大	大	二・一
リン (mg/l)	通 常 最 大	大	〇・〇四
窒素 (mg/l)	通 常 最 大	大	〇・二
排水の一日当たりの量 (m ³)	通 常 最 大	大	二二、〇〇〇
			二二、〇〇〇

山口県告示第二百九十六号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次とおり認可した。

令和七年九月十六日

山口県知事 村岡 政

土地改良区の名称

認可年月日 令和七、九、四

下関市菊川町土地改良区

山口県告示第二百九十七号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年九月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年九月十六日

山口県知事 村岡 政

山口県告示第二百九十八号

地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第六十七条の五第一項の規定により、山口県防府警察署庁舎機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格 (以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	新	旧		
大島郡周防大島町大字西三浦字原二九一の一地从先から同郡同町同大字字西替地五一〇の一地从先まで	最狭 一七・〇二	最狭 一〇・六〇	一三三・〇	道路改良工事の完了による。

令和七年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県防府警察署庁舎機械設備工事
- (一) 工事場所 防府市寿町地内
- (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造 四階建	構 造	延 べ 面 積
		四、二八二・二四平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。

- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。

- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和七年九月十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のものが（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が八百五十以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し

- 3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

- (三) 申請書等の提出期間及び時間

令和七年十月三日から同月八日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和七年十月三十一日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三一三八三〇）にすること。



(二七七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和七年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

- (一) 物品等の名称及び数量

電子県庁基幹システム 一式

- (二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

- (三) 使用期間

令和八年三月一日から令和十四年九月三十日までの間

- (四) 使用場所

山口市熊野町地内

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和七年山口県告示第二百十四号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和七年山口県告示第三十七号）に基づく資格審査において、電気通信機器類及びパソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和七年九月十六日から同年十月三十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(五) 平成二十七年九月十七日から令和七年九月十六日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）に一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和七年九月十六日午前九時から同年十月十七日午後五時まで、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課のホームページの「電子県庁基幹システム一般競争入札の実施」に掲載することにより行う。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

(三) 受領期限

令和七年十月二十九日午後五時（入札書を持参する場合は、令和七年十月三十日午前十一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県総合企画部一号会議室

(二) 日時
令和七年十月三十日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和七年十月十七日午後五時までに山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を同月二十一日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 一に掲げる物品等又はこれに類する物品等を納入した実績について記載した書面

(五) 契約保証金
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和七年十月八日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課（電話〇八三一九三三三三三一九）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of e-Prefectural government core system (as shown in the specification)

(3) Period of use: From March 1, 2026 to September 30, 2032

(4) Place of use: Within Kumano-cho, Yamaguchi City

(5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government, (Tel. 083-933-1329)

(6) Deadline for tender submission: 5:00 P.M. October 29, 2025 (If brought in person: 11:00 A.M. October 30, 2025)

(二七八) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和七年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

県庁LAN・無線AP電源供給集約化及びLAN張替え業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和七年七月七日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社NTTデータ中国 広島市南区比治山本町二番二〇号

六 契約金額

四千七百二十五千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(二七九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

令和七年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所
下関市菊川町土地改良区 監事 藤村興太郎 下関市菊川町大字上大野四六二

二 退任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所
下関市菊川町土地改良区 監事 中川 辰夫 下関市菊川町大字上大野三〇九

令和七年九月十六日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁